

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成27年5月22日

執行機関名	篠栗町
全国地方公共団体コード	403423
執行機関の別	1
届出番号	2

1. 事務の趣旨又は目的

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第14号)に基づく給付事務
②番号法別表第1の項	44	
③番号法別表第2の項	64	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1右欄
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法	篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的の内容	全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、 <u>その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする</u>	<u>母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の心身の健康の向上</u> に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、もって母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(2)⑥が(1)⑥と同一である。(委員会規則3条1号)

2. 事務の類似性及び特定個人情報

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二省令 35 条 項 号	篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務	児童扶養手当法に基づく所得制限により、医療費の支給対象の可否を判定する。
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二省令 35 条 項 3 号	篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2～10		
事務2～10		

(2)②が(1)②と類似している。(委員会規則3条2号)

特定個人情報(2)②が(1)②と同一又は(1)②のいずれかに該当する者であつて、かつ、特定個人情報(2)③の範囲が、(1)③の範囲と同一又はその一部である。(委員会規則3条3号)

地方税関係情報の提供を求める事務(申請に基づく事務に限る。)については、当該独自利用事務において当該情報を利用することにつき本人の同意を得ることとしている。(委員会規則2条)

備考	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例は未制定(案)
----	--